

平成 30 年 5 月 25 日

お客様へ

株式会社栃木銀行

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の改定に関するお知らせ

「ジュニア NISA」に関する制度改正に伴い、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」を改定いたします。

なお、本改定は、非課税期間 5 年間の終了後の取扱いに関するものです。ご了承の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更の概要

【変更前】

非課税管理勘定から他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管（以下、「ロールオーバー」といいます。）ができる上場株式等は、その移管時における時価が 80 万円以下のものとされていました。

【変更後】

ロールオーバーについては、移管時の上場株式等の価額の上限額が撤廃され、全ての上場株式等の移管ができるようになりました。

2. 改定日

平成 30 年 6 月 1 日（金）

3. 本件に関する問合せ

金融サービス部 TEL : 0120-630-521

受付時間／平日 9:00～17:00（銀行休業日、年末年始を除きます。）

以上

「未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款」新旧対照表

新 ※ 下線部：変更箇所	旧
第 1 条 約款の趣旨 (省略) 第 2 条 未成年者口座開設届出書等の提出 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号 <u>（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）</u> を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 2～5 (省略) 第 3 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する上場株式等各号に掲げるもの）をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成 28 年から平成 35 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（<u>設定しようとする非課税管理勘定を設定しようとする年に係る年分の</u>1 月 1 日前に提供があった場合には、同日 1 月 1 日）において設けられます。 3 (省略) 第 4 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 (省略) 第 5 条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲	第 1 条 約款の趣旨 (省略) 第 2 条 未成年者口座開設届出書等の提出 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 2～5 (省略) 第 3 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げるものをいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成 28 年から平成 35 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3 (省略) 第 4 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理 (省略) 第 5 条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲

1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、<u>ロの払込により取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>）の合計額が80万円（<u>②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの イ 受入期間内に、お客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（<u>②に掲げるものを除きます。</u>） ② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</u> ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第4011項各号に規定する株式投資信託 2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（<u>②に掲げるものを除きます。</u>）で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（<u>②により受入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの ② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</u> ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第4011項各号に規定する株式投資信託 第6条 譲渡の方法	1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの イ 受入期間内に、お客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託 2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託 第6条 譲渡の方法
--	--

(省略) 第7条 課税未成年者口座等への移管 <u>1 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</u> ① <u>非課税管理勘定に係るが設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ<u>もしくは第2号</u>又は同条第2項第1号<u>もしくは第2号</u>の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 <u>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u> ① <u>お客様が当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u> ② <u>前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u> 第8条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (省略) 第9条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 (省略) 第10条 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（<u>租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。</u>）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。 第11条 出国時の取扱い 1 (省略) 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客様の当該</u>未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 (省略) 第12条 課税未成年者口座の設定 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座又	(省略) 第7条 課税未成年者口座等への移管 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 第8条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (省略) 第9条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 (省略) 第10条 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。 第11条 出国時の取扱い 1 (省略) 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 (省略) 第12条 課税未成年者口座の設定 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座又
---	---

は預金口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第13条～17条

(省略)

第18条 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合

- 1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、そのの基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限りません。以下この条において同じ。)-を廃止いたします。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

第19条～第25条

(省略)

第26条 非課税口座のみなし開設

- 1 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)-には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)-の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)-が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)-が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)-が締結されたものとみなします。

第27条～第30条

附則

第1条 平成28年2月1日「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」の受付開始に伴い制定

第2条 平成30年6月1日 制度改正に伴う改定

は預金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第13条～17条

(省略)

第18条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合

- 1 お客様の基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限りません。以下この条において同じ。)-を廃止いたします。
- 2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

第19条～第25条

(省略)

第26条 非課税口座のみなし開設

- 1 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)-の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)-には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)-の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)-が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)-が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)-が締結されたものとみなします。

第27条～第30条

附則

第1条 平成28年2月1日「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」の受付開始に伴い制定

投資信託に関する留意事項

● 投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等(株式・債券・不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

● 投資信託の手数料・費用

① 申込時

申込手数料(買付金額に対し、最大 3.24%(税抜 3.0%)の率を乗じた額。つみたてNISAをご利用の場合は無料です。)

② 保有期間中

信託報酬(純資産総額に対し、最大年率 1.8576%(税抜 1.72%)を乗じた額。つみたてNISAで取扱うファンドにおいては、年率 1.62%(税抜 1.5%)が法令上の上限値とされています。)、その他費用(監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など)

③ 換金時

信託財産留保額(基準価額に対し、最大 0.5%の率を乗じた額)

公社債投資信託の場合(換金手数料として、1万口につき最大 108 円(税抜 100 円))

※ その他費用や上記①～③の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。(詳しくは、ファンドごとの目論見書・目論見書補完書面でご確認ください。)

※ 上記手数料および手数料率等は、平成 30 年 5 月 1 日現在の消費税率(8%)で算出しています。税制の改正により消費税の税率が変更された場合、改正以降における消費税相当額は変更後の税率により計算します。

● 投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

● 栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。

● 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

● 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の適用はありません。

● 投資信託をご購入の際は、最新の目論見書および目論見書補完書面を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。目論見書および目論見書補完書面は栃木銀行本支店にご用意しております。インターネットによる購入の場合は、目論見書および目論見書補完書面をインターネットの画面上でご確認してください。

● 栃木銀行では、投資信託のお取引は 20 歳以上のお客さまを対象とさせていただきます。(ただしジュニアNISAの場合は除きます。)

商 号 等:株式会社栃木銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第 57 号

加入協会:日本証券業協会